

北魏末の内乱と城民 (下)

谷 川 道 雄

上編では、およそつぎのことがらをのべた。北魏末の内乱をひきおこした主要な力は、城民とよばれる特殊な民衆の反抗にあつたこと、この城民とは、州郡民とある区別をもつた軍事力であり、しかも北魏の全領域にわたつて分布していたことなど。ところで、このようにかんがえるならば、反乱へと運動を展開させた城民の反抗の意思とは、どのようなものであつたか。そこには、北魏王朝を否定して、みずから政權を樹立しようとする意図がうかがわれる。破落汗拔陵をはじめ反乱勢力の領袖たちが、年号を立て、王または天子を称し、百官を置く、といったことをおこなっているのが、そのあらわれである。

こうした王朝否定の意思は、一挙にうまれたものではない。破落汗拔陵の蜂起の直前、懷荒鎮では、鎮民が食糧問題から鎮將于景をころしており(魏書三二)、おなじころ、岐州の城民は、刺史元謐の横暴をいかつて城内を占拠した(出前)。これらの反抗は、内乱の前夜に

ふさわしい事件ではあるが、まだかれら独自の政權をうちたてるといふところまではいつていない。それらに質的な轉換をあたえたのが、沃野鎮の蜂起であつた。反乱とは、この意思の轉換がもたらす結果にはかならない。本編の主題は、この点の具体化にある。そのさい、城民と北魏王朝とのむすびつきについて、あらかじめ考察を加えておかなければならない。

三 北魏の軍事体制と城民

北魏の兵制については、十分に研究されつくしていないうらみがあるが、これまでの諸研究を概観すれば、ほぼつぎのとおりである。

浜口重国氏の一連の研究によれば(論文)、中央には近衛軍があり、羽林・虎賁、宗士・庶士・望士、千牛備身などの兵によつて構成されてきた。そのおもなる出身は、センビその他の北族である。洛陽

遷都ごは、その四周に中郎將府をおいた。四中府軍の構成については、まえにふれたとおりである。

その他の地方には、鎮軍と州軍とがある。涼・夏・管など北辺の諸州は、さいしよ、それぞれ涼州・統万・和龍の諸鎮から出發したが、のち州にあらためられた。しかし州になつてからも、ある期間は州と鎮とが並置され、そのこ州に一元化した。このようにして、鎮軍は州軍となり、その統率官も、鎮將から刺史へうつつた。しかし、軍隊の構成は、鎮のときとかわらず、センビ族を主体とする蕃漢の豪族出身者などによつて占められていたという。河北・山東地方にも州軍がおかれた。これは、北魏の南下にしたがつて分散配置された、センビ人を主体とする精銳部隊である。これらは、近衛軍士と同様、羽林・虎賁などの名称をもつていた。この見解をすこしおぎなうと、河北・山東にもしばしば鎮がおかれた。それは、はじめから州と並置されたようであるが、のち州一本建てとなつた。

鎮軍から州軍へという名称の変化は、おそらく軍隊の属する政府機關の変化（鎮↓州）によるものとおもわれる。北魏の華北支配が成功していくにつれて、しだいに鎮の数はすくなくなる。北魏末になると、獨立した統治機關としての鎮は、北方にのこされるだけとなつた。その代表的なものが、いわゆる六鎮である。

こうしてみると、州軍と鎮軍とは、性質上あまりかわらないこと

になるであらう。しかし、菊池英夫氏によると、州軍には、專從の軍戸のほかに、編戸出身の州郡兵をふくんでいたという（前掲）。それはかならずしも、右の浜口氏の見解と矛盾するものではないが、北魏時代の州軍の主勢力をどちらにもとめるかという点にまでたっているならば、ひとつの課題となりうる。なぜなら、軍隊とは、政治権力の一部分であり、その性格は、國家権力全般の性格と密接な関連をもつからである。

いまこの問題について論ずる準備はない。ともかくも、諸地方に鎮軍ないし州軍が存在している以上、城民とよばれる軍事力が、これらの部隊とどういふ關係にあつたかを考察したい。

六鎮のばあい、その鎮兵が城民ともよばれていることは、まえにのべた。この關係は、そのほかの地方でも通用する。

苟金龍の妻劉氏は、平原出身の人であつた。……世宗時代に、金龍は梓潼（四）太守となつた。この郡の太守は、関城戍主を兼ねることになつていた。蕭行（梁の武帝）が兵をさしむけて包圍してきたとき、金龍は病氣のため指揮をとることができず、みんなひじょうな不安におそわれた、「そこで」、劉氏は、城民を指図して兵器を整備させた。「すると」、ひとばんでみんなできあがり、百日あまりも抗戦しつづけた……（魏書九二）
（列女伝）

戍とは、鎮より小規模の駐屯地であり、ふつう鎮に属する出先機

関である。また、この例のように、戍主は、郡守の兼任となるばあ
いがおおく、刺史が鎮將を兼ねるのに対応している。こうした層序
関係をなす兼任制度は、州鎮並存状態の典型をしめすものである。

さて、ここで城民とよばれるものは、関城戍の軍士をさしているが、
その性質は、鎮軍のそれとかわりないものとおもわれる。

また、北齊初期の例であるが、

頭祖（文宣帝高洋）はいかつて、とうとう「杜」弼を臨海鎮に流した。

ちようどそのとき、楚州の人、東方白頰がむほんをおこし、……

臨海鎮は、賊將張綽・潘天合らに攻めよせられた。弼は城人をひ
きいて、ついにまもりおおせた。頭祖はよるこんで、臨時海州刺
史とした。海州は、かれの配流された所である（北齊書二四）。

これによると、当時海州は臨海鎮をふくんでいたのであるが、こ
こでも城民とは、鎮民をさしている。

それでは、城民と州軍との関係は、どうであろうか。城民が州軍
の構成部分であつたという直接の証拠はない。しかし、涼・夏・營
などの諸州は、すでに北魏末には、州が鎮を吸収して州機関に一元
化されているのであるが、これらは、それぞれ州軍を保有していた
とみられる。このうち、涼・營二州では、第一節にのべたように、
城民が蜂起して刺史をとらえ、あるいは殺害している。兵士が権力
への奉仕からそれへの反抗にむかうとき、まず第一に、旧来の統率

者のもつ権力を無効状態にしなければならないのであるが、二州の
城民のこうした行為は、城民すなわち州兵ではないかという疑いを
濃厚にする。

このことは、他の地方についてもいえる。州軍または州兵とい
うことは、營・定・冀・齊・青・徐・揚・汾・涇・秦などの諸州に
おいて、その例を見る。その指揮官は刺史である。ところで、この
うち城民の存在がわかるのは、*印を附した諸州であるが、上編に
みたように、青州と汾州の例では、城民は刺史によつてひきいら
る軍隊であり、營州、齊州、秦州では、城民の反抗は、刺史の殺害
もしくは放逐といふかたちをとつている。とすれば、諸州の城民が
州軍の構成要素となつていたことは、ほぼたしかとおもわれる。

城民の王朝との関係を直接に究明することは困難であるが、それ
が鎮（州）軍の構成員であることがわかれば、いくらか容易になる
であろう。

鎮（州）軍は、北魏の華北にたいする征服と統治の象徴とみられ
る。この観点から、北魏の華北支配の実態をあきらかにし、そのこ
とによつて、鎮（州）兵の性質の問題にせまりたい。

北魏が華北へ進出しようとしたとき、そこには、すでにいくつか
の政権が割拠していた。北魏王朝の基礎をさだめたといわれる道武

帝拓跋珪の最大の事業は、河北一帯に君臨する慕容氏(後燕)をほろぼしたことにあつた。これは、北魏が中国の心臓部をにぎつたことにほかならず、この地方はまた、北魏帝国の中心ともなつた。

北魏の征服事業の第二段階は、太武帝拓跋燾の時代を中心とする時期におこなわれる。この時期には、オールドス地方の赫連氏(夏)、遼西の馮氏(北燕)、甘肅地方の沮渠氏(北凉)をほろぼすことに成功した。また、沮渠氏を征服したことは、渭水上流のチベット族にも圧力を加えうることになり、仇池(南秦州)の攻略に成功をおさめた。

征服過程の第三期ともいふべきものは、山東地方の完全平定であろう。これは献文帝拓跋弘の事業であつたが、すでに活潑化しつゝあつた南方作戦を有利にし、洛陽遷都の条件をもつたといえよう。

この三つの段階を経て、華北平定はいちおう完成した。そのこの作戦は、主として南朝梁との激突に一進一退をくりかえしている。南朝の存在は、国境地帯の住民に反抗の可能性をあたえていたが、とくに宣武・孝明両帝の時代における北魏の衰微と瓦解に拍車をかけた。

さて、以上のような征服は、どのようなかたちをとつておこなわれたのであろうか。

三九七年(皇始) 十月、後燕の首都中山を攻陥。

三九八年(天興) 一月、山東六州の民吏および徒何・高麗・雜夷

三十六万、百工伎巧十万余口を京師にうつす。

同年十二月、六州二十二郡の守宰・豪傑・吏民二千家を代都にうつす。

四二六年(三光) 十一月、夏の首都統万をおそい。その民一万余家をうつしてかえる。

四二七年(始光) 六月、統万入城。

四三〇年(神麴) 九月、平涼をやぶる。のち、長安・平涼の民を代都にうつす。

四一八年(泰常) 五月、北燕を討ち、その民一万余家をうつしてかえる。

四三一年(延和) 九月、北燕を討ち、營丘・成周・遼東・樂浪・帶方・玄菟六郡の民三万余家を幽州にうつす。

四三三年(延和) 六月、北燕を討ち、その收穫をうばい、民をうつす。

四三五年(太延)、北燕の民男女六千口をうつしてかえる。

四三六年(太延) 六月、北燕をほろぼす。

四三九年(五) (太延) 九月、北涼をほろぼす。同年十月、涼州の民三万余家を代都にうつす。

四六八年(二) (皇興) 二月、山東を平定。青齊の士望數百家を柔乾河畔にうつして、平齊郡民となす。

これまでしばしば説かれてきたように、北魏の華北征服は、こうしたいわゆる徙民をともなっている。それはふつう、かれらの所属した旧政権の所在地から、北魏政権の所在地である平城へ、というコースをとる。この強制移住は、どういう意図にもとづいたものであろうか。魏書には、徙民の対象になつた人びとの伝記がすくなくならず載せられているが、そこから徙民の意義をさぐってみよう。

後燕がほろんでから、河北地方の旧官僚・豪族は平城に移住を命ぜられたが、かれらは新政権につかえることをこのまなかつたらしい(魏書九四)。元中山太守の仇儒は、徙民に抵抗して、趙郡の羣盜に身を投じて再挙をはかつた(同二六)。慕容宝の民部尚書であつた封懿は、魏朝にはいつて給事黃門侍郎となり、後燕時代のことをいろいろ訊かれたが、いつもいいかげんな返事しなかったので、免職された(同三二)。広平の宋隱は、中山平定ご、中山行台の右丞に任せられたが、母の喪を機会に辞任したまま、身をくらましてしまつた(同三三)。清河の崔暹が、北魏を輕蔑して道武帝に斬られたことは、

岡崎文夫「魏晉南北朝通史」(七三)に指摘されている。

これらは、いずれも河北の豪族たちで、後燕では高位にあつた人びとであるが、北魏は、こうした人びとをことさら冷遇したわけではない。通例、前職よりいくらか職階をひきさげるだけであつたよう(魏書三三)。張蒲などは、その令名によつて、旧職の尚書左丞をそのまま踏襲している(同)。また、張幸は、慕容超の東牟(同)太守であつたが、郡をひきいて帰降したので、青州刺史に昇格された(張勢伝)。その反対に、中山攻防戦に熾烈な抵抗をこころみた宋治は、ころされている(宋隱伝)。

このように、後燕の旧官人・豪族にたいする北魏の態度は、かれらの新政権への帰順の如何にかかつていたのであり、北魏の意図としては、むしろその力を十全に利用することにあつたとおもわれるとすれば、その強制移住の目的は、こうした社会勢力を、後燕から北魏に転移させることにあつたのではないか。そして、おそらくは、豪族・官人層以外のさまざまな身分の民衆にたいしても、同様の意図が想像される。

北燕の征服による徙民の状況については、あまりよくわからない。かなり具体化できるのは、北涼と夏のばあいである。魏書卷五十二は、主としてこうした人びとの伝記をあつめたものである。それらの人びとが、旧政権で占めていた地位(A)と、平城にうつされた

際の官爵（B）とを対照すれば、次表のようになる。

姓 名	A	B
宋 繇	左丞	
張 湛	兵部尚書	南浦男・寧遠將軍
宗 欽	世子洗馬	臥樹男・鷹揚將軍・著作郎
宗 舒	車部郎中	句町男・威遠將軍
涼 闕	尚書	梁平王元丕の驃騎大將軍府從事中郎
劉 瓘	尚書	同 右
趙 柔	金部郎	
趙 傲	助教	中書博士
程 駿 (竊書六)	東宮侍講	
舊 趙 逸	著作郎	中書侍郎
胡 方 回	中書侍郎	北鎮司馬

これを見ると、平城にうつつてからまもない時期に任命されたとおもわれる官職は著作郎、中書博士、梁平王元丕の從事中郎、中書侍郎、北鎮司馬であるが、このうち、從事中郎は、北涼滅亡この涼州に留鎮を命ぜられた元丕がとくに乞うて用いたもので、特別の措置であつたとおもわれる。元丕がなくなると、闕闕は平城にかえり、無官のまま世をおわたらしい。劉瓘については、まえにのべたように、高齡という理由で帰郷をゆるされた(第三)。索傲の中書博士についてみると、その儒学の造詣によつて拔擢されたものである。

趙逸の中書侍郎任命にも、特別の事情がはたらいている。太武帝が赫連氏をほろぼしたとき、趙逸の著述をみて、「こんな無礼なやつ(赫連氏をさす)にたいしてこんな言い方ができるか。だれが書いたのだ。さつそくとりしらべる」と命じたが、崔浩が「帝王の道は寛容でなくてはなりません」ととりなしたので、ゆるされて中書侍郎の拜命をうけたのである。周知のとおり、崔浩は、異民族政權のなかにあつて、漢人豪族の登用に尽力した人である。これはのちにかれが誅殺される原因ともなつたが、かれは、北涼・夏の旧官僚にたいしても、その努力を遺憾なく發揮したのであつて、程駿がのちに著作郎となつたのも、かれの推薦によるものであつた。崔浩は、周易に注したその序文のなかで、敦煌の張湛、金城の宗欽、武威の段承根の学殖をたかく評価したといわれるが、張湛の貧窮をあわれんで、つねに衣食を供給したのも、かれであつた。とすれば、宗欽の著作郎拜命もまた、崔浩の力に負うところがおおきかつたのではないだろうか。さいごに、胡方回の北鎮司馬を検討しよう。胡方回もまたすぐれた文人であつたらしく、統万城の諸碑文の作者として知られている。北鎮司馬という職務は、かれにはあまりふさわしくない。しかし、鎮から送つた上表文がみごとであつたので、太武帝の耳にはいつて中書博士に拔擢された。そのご律の改定に参加したが、崔浩その他の尊敬をあつめたという。

これらの人びとの就任した官職のおおくが、学術・文章といった方面に集中していることに注目すべきである。要するに、それは、かれらの特別な才能が、崔浩らの努力を媒介としてみとめられた結果によるものであつて、北涼や夏よりうつつた旧官人層のすべてに共通するものではなかつたとおもわれる。この伝の史臣曰くの条に、趙逸らはみな経学や史学に通曉し、その才能・志向はなみなみならぬものがあつた。その価値は西方でももんぜられ、東方にもきこえていた。だから、こうした流寓のなかにあつても、沈淪の境涯からぬけだすことができたのだ……

と結論しているのは、まさしくそのことをうらがぎするものである。このようにみえてみると、旧北涼(夏)官僚たちは、一般的にはあまり好遇をうけなかつたのではない。まえにふれたとおり、張湛は、「平城にうつされてから、びんぼうで米粒を口にしなかつた」し、崔浩の援助をうけねばならなかつた。閼閼も「楽平王元丕がなくなつて京師にかえつたが、家は貧窮をきわめて、飢えとさむさにつきまとわれた」という。

旧北涼(夏)系の豪族たちにたいする北魏の態度は、旧後燕系の人びとにくらべて、かなり酷烈であつたようにおもわれる。このちがいについて、つぎのことがらがかんがえられる。拓跋族の中国進入の志向は、道武帝において確定するが、そのためには、先進国の

後燕を征服しなければならぬ。道武帝はそれに成功したのであるが、後燕の先進性を支えていたのは、河北における漢人豪族社会である。政権の不安定なこの段階では、それとの妥協は、あるていどさけられなかつたとおもわれる。(もつとも、その仕方には、北魏の主体性をそこなわないという限界があつた)。一方、政権の確立をみた太武帝の時期での、しかも辺境にたいする征服事業は、こうした妥協をそれほど必要としなかつたのではないかとおもわれる。けれども、双方のばあいには共通することは、既成の政権をたたきつぶしたのち、それを支えていた諸勢力とくに漢人豪族を自己への奉仕者として改造するという政策である。したがつて、自己にとつて敵性のすくないもの、あるいは協力的なものにたいしては、これら辺境出身の豪族であつても、相当のとりあつかいをしているのである。

5	4	3	2	1	姓名	北涼との関係	入魏ごの地位	魏書本伝巻数
常爽	段承根	辛紹先	唐和	李宝	西涼王李暠の孫。太武帝に協力、北涼の殘党を討平。	外都大官	39	
			西涼の遺臣、北涼の殘党を討平。		上客	43		
			西涼に仕え、北涼とたたかう。		中書博士	45		
			西秦より魏に帰す。		上客	52		
			北涼への仕官を拒む。		六品待遇	84		

右の表のうち、1から3までの人びとは、西涼李氏の子孫または遺臣である。かれらは、西涼が北涼にほろぼされたのち、柔然などとむすんで報復をはかっていたが、さいごに太武帝の西征に協力した。4と5は、北涼とは疎遠な位置にあつた人びとである。この五例を入魏ごの地位においてみると、かなりの優遇をうけているようである。それをおしはかるひとつの方法は、上客というものにある。北魏は、国外から帰順したものに、しばしば客礼をもちいた。それは、上、次、下の三等にわかれる。上客は田宅、奴婢などの支給をうけたが、下客になると、粗衣蔬食にくるしまねばならなかつた。客礼についての研究をおこなつた佐久間吉也氏によると、この差別がそのまま任官の品階を決定することになつたという〔北魏の客礼について—東京教育大東洋史学論集〕。

では、特別の才能もなく、ひきたててくれるものもなく、逆境に沈淪した大多数の人びとは、どういう地位におかれたのだろうか。いいかえれば、北魏は、それらの人びとをどのように自己の内部にくりいれようとしたのであろうか。だがそのまえに、山東平定について、一瞥しておく必要がある。

献文帝は、山東征服の翌年、同地の豪族をまず平城に移住させた。そのさいおもなる人びとにあたえられた待遇をみると、

房法寿……上客（田宅・奴婢を支給）

房崇吉……次客

崔道固……下客

劉休賓……下客

という等級差がある〔房法寿伝〕。この差異の由来については、山東征

服当時の事情がからみあつている。当時、南朝宋室では内訌がおこり、劉彧が甥の劉子業をころして自立した〔明帝〕。崔道固らは子業の弟子勛を推戴したが、房法寿らは劉彧がわにつき、山東地方の豪族は二派にわかれてたたかひあつた。崔道固らは一時北魏とむすんだが、劉彧の地位が確立すると、ふたたび宋朝に復帰した。しかし、豪族間のしこりはあつた。

北魏はこの内訌に目をつけて、慕容白曜らに進撃を命じた。房法寿は、いとこの房崇吉とともに、崔道固一派の劉休賓をおそつて魏軍に降伏した。崇吉は升城で魏軍をふせいでいたのであるが、升城が陥落すると、後禍をおそれて房法寿に身を託したのであつた。劉休賓は、梁鄒の守将であつたが、一時慕容白曜の降伏勧告を受諾しながらも、結果としては崔道固が降伏するまで抵抗をつづけた。抗戦派の中心は、歴城における崔道固であつた。

さきの客礼上の差異が、こうした経緯からきているのはあきらかである。ところで、従来しばしば指摘されているように、平城におくられた豪族たちは、まもなく桑乾河畔にうつされて平齊郡民とさ

れた。いわゆる平齊戸である。平齊郡の機構はつぎのとおりである。



平齊郡の守令に任命されたものは、次客もしくは下客として待遇されたものであつて、上客がはいつていないことに注目すべきである。また郡民じしんも、抗戦をこころみた豪族たちであつたらしくおもわれる。つまり、平城にうつされた山東の豪族たちは、魏への帰順の仕方によつてふるい分けられ、上客にあたるものは首都で優遇をうけ、次客以下は平齊郡民としてさらに移住を命ぜられたのであろう。

平齊戸とされた人びとの地位は、どのようなものであつたか。平齊戸にふれた研究に、塚本善隆「北魏の僧祇戸・仏圖戸」(支那仏教史研究)・河地重造「北魏王朝の成立とその性格について」(東洋史研究)がある。河地氏は、塚本氏の研究をよりどころとしつつ、平齊戸を徙民トシ計口受田制から郡県民トシ均田制への過渡期にある賤民的身分としてとらえているが、私にはまだなつとくがいかない。平齊戸が賤民身分におかれたのであれば、当然国家によつてなにか特定の労働を強制されたはずである。平齊戸が困苦にみちた境涯におかれたことは証明できるが、それは、故郷からひきはなされて北方の荒地に投げこまれたことからくる生活上の困窮であつたようにおもわれる。むしろ

る注目すべきことは、かれらがそうした困窮をきりぬける手段として、仏典などの書写にやとわれて生活の資をえている例がおおいという事実である。^③ ここにはなお、すくなくとも良民としての自由が保有されているように感じられる。それはまた、かれらによる農耕が平齊郡設定の主目的でなかつたことをもものがたつている。

こうかんがえると、その第一義的意図は、山東における反魏勢力の壊滅という政治的目的にあつたとするのが、もつとも妥当ではないだらうか。ここから類推するほかはないのであるが、北涼・夏などのばあいも、原則としては、徙民によつて豪族としての資格をいちおう剥奪し、「北魏人民」の地位においたのではないかとかんがえる。そして、とくべつの機会をえたものだけが豪族身分を回復しえたと思像される。とすれば、これは、北魏権力という主軸のもとになされた豪族身分の改定ともいいうるであらう。

こうしたことが北魏の華北征服の方針であつたとすれば、そのような政策の実行手段として設立されるのが、鎮軍であり、州軍である。さぎにのべたように、たとえば涼・夏・宕の諸州は、涼州・統万・和龍の諸鎮から出発したものであるが、これらの鎮軍こそ、北涼・夏・北燕の首都のあとに駐留した北魏占領軍にはかならない。それはまた、一種の軍政府でもあつた。

北魏の華北統一と鎮(州)軍の設置とは、こうした内的関連をもつものであるが、それは、軍隊構成の面でも密接につながりあつてゐる。

浜口氏によれば、北魏末期の六鎮は、つぎのような各種の兵士からなりたつてゐたといふ。

(1) センビ人を主体とする北人貴族の子弟

(2) 漢人豪族の子弟

(3) 流罪人

(4) 高車・柔然などの降民

(1) はいうまでもなく、北魏軍隊の本源的な部分である。(3) もかなりはやくからあつたが、文成帝時代に源賀が「死罪を免じて辺兵に充てよ」と建言してから、急激に増加した。(4) は、「突騎」(突騎兵)と称して堅陣突破にもちいられたらしく、部落をなしてゐたとおもわれる。浜口氏によれば、これらのうち、(1)、(2)、(3) が鎮軍のおもなる要素であつたといふ。

ここで考察したいのは、(2) である。これは、一般的には、魏蘭根のことばに、「中原の豪族の子弟」(第一節)とあるものであるが、具体的には、つぎの記事があげられる。

「史寧は」、建康喪氏の人である。曾祖父の子は、沮渠氏に仕えて臨松令となつた。北魏が涼州を平定すると、祖父の灌は、規定

にしたがつて(「禮」、撫寧(浜口氏は冥)鎮にうつされたので、そこに住むようになった(史寧伝)。

「段榮は」、姑臧武威の人である。祖父の信は、沮渠氏に仕えたが、のち魏に入り、豪族だといふので北辺にうつされ、五原郡に住むようになった。父の連は、安北「將軍」府の司馬であつた(北齊書(史寧傳)。

この二例はいずれも、旧北涼官僚の一部が、北方の辺防軍に編入された事実をものがたつてゐる。かの敦煌の名儒劉昫の三子が城民とされた例(第二)をもあわせて推察するならば、北鎮に配属された漢人豪族とは、北魏の征服戦争の対象になつた人びとであることがほほあきらかであらう。

北鎮軍に編入された漢人豪族の地位は、どうであつたらうか。右の段連やさきに表示した胡方回の例をみると、軍府の司馬の地位にあり、良民以下といふふうにはかんがえられない。ここで問題となるのは、平齊戸出身の兵である。高聰と蔣少游がそれであるが、かれらはともに雲中鎮に配属されて兵戸となつた(魏書六八および九本伝)。かれらは生活上はひじょうなしくしみをなめ、とくに蔣少游は、鎮には名目的に所屬しているだけで、じつさいは平城にあつて書写によつて生活の資をえていたといふ。こうしたことがどういう操作によつて可能になつたかは不明であるが、かれらが賤民的位置に束縛さ

れていたと断定することも不可能であろう。六朝時代の兵戸に、や賤民にちかひものが多数包含されていたことから、兵戸といえはすぐそうした束縛を感じがちであるが、ことばの意味は、兵役専従の戸というわけであろう。もちろんそこに、賤民化の契機がひそんでいる。

要するに、北鎮の漢人豪族出身の兵とは、北魏によつて征服された人びとを来源とする。北鎮が保有していた兵力のうち、城民とよぶにふさわしいものは、(1)、(2)、(3)の兵であつたであろう。この三者は、そのほかの鎮(州)軍でも、さまざまの比率をもちつつ、その構成要素となつていたと想像される。

しばしばのべたように、河北・山東方面では、羽林・虎賁兵の存在が注目される。これらは、いわば(1)の範疇に属するものであろう。浜口氏の最近の研究によると、これらの北族精銳部隊には、營戸とよばれる雑役・軍役専従の戸が隸属していたという(「北朝の史料・雑戸・營戸について」山梨大学文学部研究報告八)。營戸の来源をみると、「北郡民」、「沃野・統万二鎮の敕勒」、「連川の敕勒」などであるが、いずれも逃亡・反乱など反権力的行為によつて罪をえたもので、強いていえば、(3)の範疇に属する。

河北・山東に比較すると、甘肅・陝西方面では、北族の精銳軍はすくなかつたように感じられる。氐・羌、敕勒、山胡などのたえま

ない反乱が、そのことをうらがぎする。むしろこの地方の諸軍には、雜夷とよばれるこうした異民族を利用したのではないかとおもわれるふしがある。^⑥ それらのうちには、徙民によつて城民とされたものもあつたようであるが、そうしたばあいの地位その他については、まだあきらかにすることができない。

西方は、北魏によつて完全に征服されたとはいえないかもしれない。ことにチベット諸族にたいしては、たえずなやまされざるをえなかつた。それは、漢水流域を完全におさえることができなかったため、南朝との連携を断つことが不可能だつたからである。ただ、西方支配に決定的な破綻を生じなかつた理由のひとつは、一旦事がおれば、東方の精騎が迅速にかけつけるという北魏独特の体制に負つていたとおもわれる。

以上のように、北魏諸軍の構成は複雑で多様なかたちをとっている。けれども、漢人の兵は征服と徙民を契機として、負罪の兵は犯罪と逮捕を契機として、國家権力にむすびつけられたものである。

それは、反北魏の意思の保有者もしくは北魏の秩序からの逸脱者を、自己のがわにくりいれようとする王朝の意図のあらわれであるが、そこにはまた強制を必要とする。このことを可能にする力は、センビその他北族兵の、北魏にたいする忠誠心にあつたとおもわれる。と同時にそれはまた、東方と西方との政治的結合のなかなめでもあつ

た。

① 州兵を刺史が統率した例は、汾州においてみられる(魏書一九下)。なお、冀州長史が州軍をひきいた例があるが(同二四)、これも州軍の統率権が刺史にあつたことをものがたる。

② ただし佐久間氏は、客礼をたんに北魏の豪族尊重政策というふうに見ているが、これには疑問がある。その理由は、本文ののべるとおりである。

③ 魏書四三房景伯、五五劉芳、六六崔亮、六七崔光の諸伝を見よ。農業労働に不なれた豪族たちは、こうしたかたちで特技を發揮したのである。体力のある傅永は、他家の雇傭労働に従事したというが(同七〇)、この事例はかえつて、本文の趣旨を有力にする。

④ 高祖将南討、遣〔広陵王〕羽持節安撫六鎮、發(虜か)其突騎、夷人寧悅(魏書二一上)。

後征漠南、督高車騎、臨陳衝突、所向無前、賊憚之(同二六)。

⑤ 東益州(もと武)の軍隊がチベット族によつていたことは第二節にのべた。南秦州およびその前身たる仇池鎮でも同様であつた。たとえ魏書二七穆亮伝をみよ。

高平鎮にも突騎がおかれていたが(同五一)、これは敕勒族(同四二)であつたとおもわれる。

胡人を涼州鎮兵にあてようとして反抗をうけた例があるが(同二八)。(魏末、涼州に蜂起した城民呼延雄は胡人である。胡人軍は南方戦線にも投充されて反乱をひきおこしたことがある(同五〇)。

雜夷、雜人よばれるこれらの異種族が、統万(夏州)、安定(のち

州)などの諸鎮に配されていたことは、魏書五一皮豹子伝に見える。なおこれらの諸鎮(州)には、罪人の配流もみられる。

四 内乱の意義について

内乱の原動力のひとつが城民の反抗にあつたとすれば、その意義は、軍事体制の崩壊という点にもとめられなければならない。北魏末期に、それはどうかたちで進行していたのであろうか。

内乱の第一歩は、まず六鎮の蜂起によつてふみだされた。当時六鎮内部に鬱積していた兵士たちの不満については、第一章の冒頭にあげた諸種の資料にいきいきと表現されている。問題は、こうした不満の社会的根源をつきとめることにある。

元淵の上奏、魏蘭根の李崇への勸告のことば、五二四年八月の鎮民解放の詔などをみると、いずれも鎮兵のあり方を歴史的に叙述していることに気がつく。それは、当時の鎮軍の危機が、鎮兵の本来的な性格をうしなつていくことから来ていることを指摘するためである。これらの叙述によれば、鎮兵とは、本来、北族・漢族を問わず、名門の子弟にふさわしい名譽ある職務でなければならなかつた。こうした本来性が維持されているかぎりにおいて、鎮軍は、北魏國家の志向と齟齬をきたすことなく、権力の一環としての機能

(爪)をはたしうる。

北魏末になると、鎮兵の本来の性格はうしなわれて、むしろその反対物(戸)に転化した。兵士たちと国家とのあいだには、重大なさげ目が生じた。こうした状況変化をもつとも痛切に感じたのは、北族出身者であつたとおもわれる。そのことは、鎮軍構成の変化によくあらわれている。

元洲の上奏のなかに、「太和中、李冲が朝政に権勢をふるつたとき、涼州出身のものは、ことごとく厮役から解放されたのに、北族出身者は、いまなお边防にあたつている」とのべている。涼州出身者(旧北涼官僚の子孫)の軍役解放については、第二節で具体的にのべた。ところで、こうしたことは、涼州方面についてのみ見られることではなく、また、李冲の力だけに負うことでもない。平斉郡民からさらに雲中鎮の兵戸となつた高聰・蔣少游は、ともに高允の推挙によつて中書博士となつた。高聰は允の従孫にあたる。平斉郡の人びとは、高允の力にたよつて不遇な境遇から何とか脱出しようとし、高允もまたその努力をおしまなかつた(魏書四八)。李冲や高允のこうした救済工作が頂点に達するのは、孝文帝初期のことである。漢人豪族出身の大官たちと逆境にあつた同種の人びととの、このようなむすびあい、時とともにすすんでゆき、たとえば平斉戸

というようなのは、太和のころには、消滅してしまつていようである。

こう見てくると、「李冲が涼州出身者を中心とく軍役より解放した」という一句は、ひとつの具体例をもつて全般をいいあらわしたもので、漢人豪族出身の兵がしだいに解放されて、魏末には鎮軍の主要な一要素をなさなくなつた意味と解しなければならぬ。

こうして、鎮軍のおもな部分は、(1)北族兵と(2)流刑兵との二者となるわけであるが、この両者のあいだにも、ある倒錯現象がおこつている。元洲によると、官吏が罪をおかして流刑になつても、鎮將と結託して北族兵庄迫のがわに立つ。これがそのひとつである。さらにまた、北族兵のとりしまりに、流刑兵が利用される。おそらく流刑兵が逃亡者をとらえたばあいには、恩典がおこなわれたのであろう。(4)本来、国家とおなじ志向をもつ兵士が、国家秩序からの逸脱者によつてとりしまられるという、奇妙な状態にたちいたつたのである。

これは、北魏国家の性格が変化して、北族出身の鎮兵とは異質のものになつたことを意味する。にもかかわらず、かれらはいぜんとして国家への忠誠を要求されている。それはつまり、自己とことなつたものへの奉仕である。かれらが府戸というみじめなすがたをとるのには、こうした一般的背景が存在しているとおもわれる。

府戸ということばは、營戸などとおなじように、ある特定の政府機関への隸屬状態を意味している。北鎮のばあいは、鎮將の帯びる將軍号によつて開設される軍府との關係になるのであろう。そこで、鎮兵の府戸化は、鎮將にたいするその隸屬化ともいしかえることができる。つまり、國家はかれらのまえに鎮將というすがたでたちあらわれ、かれらの國家との異質性は、鎮將との異質性として具象化するのである。この異質性をさらに追求するならば、どういうことになるのであろうか。

元淵のことばによれば、かつて鎮軍軍士には仕官の途がひらけていたという。道武帝が部族解散を断行してから、センビ民は北魏王室という単一の力にむすびつけられた。かれらの個々の能力は、部族のワクをやぶつて、統一國家というひろい世界に躍動したにちがいない。中國風を模して官僚制が形づくられたのは、このころであるが、それは、個々人の力を國家にむすびあわせる有効な紐帯であつたであらう。そして、鎮軍への参加は、立身の好機會をつくつたとおもわれる。ところが、北魏末期の状況は、それとまったく逆のすがたをとる。ここでは、鎮軍に屬することは、かえつて自己の發展を不可能にする。そればかりでなく、鎮將という中央から派遣された官僚の隸屬物となることを余儀なくされる。鎮兵は、二重の意味で官僚制から疎外されることになつたわけである。

國家の性格の変質とは、つまりは官僚制を支える原理の変質ではなかつたであらうか。ここでもいおこされるのは、孝文帝によつてふみだされた門閥的官僚制の採用である。官吏任用には門地と人才のどちらを重んじなければならぬかが、当時の課題のひとつであつたが、孝文帝は前者をとつたという(宮崎市定「九品官人法」の「研究」四三八頁参照)。姓族分定にせめられるように、それは、漢人社会の伝統である門閥制度の積極的採用であると同時に、センビ族上層部の貴族化を体制づけたものでもあつた。この両者は、政治的、經濟的に、しだいにむすびつきを深めていく傾向にあつた。こうした政治方向に指導される官僚制、そしてそれへの一方的な奉仕を強制する軍役—これらのむすびあいが、鎮兵から自由をうばつたのである。

宣武帝時代の沃野鎮では、鎮將以下の官が八百人あまりにふくれあがつていたという(魏書四一)。もしこのなかに鎮兵あがりものものがあつたとするならば、それはきつと贈賄によつてえたものであろう。一方、鎮將は、こうしてえた財貨を中央の權勢者におくつて、一段の榮達をもとめる。鎮兵たちが反乱を決意するまで、こうした出口のない空氣が、鎮内を支配していた。

北鎮の軍士たちを泥沼のなかにおとしいれたこうした矛盾が、北魏王朝の体制そのものから来ているとすれば、それは、羽林・虎賁兵をも規定したはずである。反乱開始の五年まえ、首都におこつた

有名な羽林の変は、そのことを示唆しているようにおもわれる。

それは、羽林・虎賁兵千人数かくが暴動をおこして、張辨父子を殺傷した事件である。当時朝政をにぎっていた靈太后は、その首領八人を斬つただけであとはゆるした。そればかりでなく、かれらの要求を全面的にうけいれたので、人びとは、「北魏ももう命脈がつか」と感じた。このありさまを目撃して挙兵の準備をいそいだのが、当時の懷朔鎮民高歡であつた。

事件の発端は、張辨の子仲瑀が、軍人に不利な官吏任命の方法を建言したことによるのであるが、羽林の変の結果、崔亮の案出した停年格が施行されて、一時的な妥協策がとられた。停年格については、宮崎「九品官人法の研究」(四七〇頁)にくわしい。要するに、ある官に欠員を生じたばあい、特定の人物を候補にあげて銓衡するのでなく、有資格者全体から、失官の期間の長短によつて機械的に補充するというやり方である。

停年格というものがまともなやり方でないことは、創案者の崔亮じしんも熟知していた。にもかかわらず、かれがそうせざるをえなかつた理由は、その弁明のことばにあきらかである。「軍人などは、弓矢をもつてかけめぐるだけが能で、文書や計理のことなどなんにも知らない。こうした手合いがむやみやたらとたくさんいて、数すくない官位をもとめる。自分は、軍人には爵や禄だけをあたえてお

くべきで、官職をあたえるのはよろしくないと上奏したが、ききとどけられなかつた。それでしばらくこうしておくのだ」。これは、崔亮に代表される漢人名族の北族にたいする妥協であつたともいえる。だが、崔亮のいうとおり、行政能力にとぼしい北族軍人が、あえて行官の地位を要求せざるをえなかつたのは、なぜであらうか。その点、十分な検討を必要とするが、ともかくも、こうした地位を得なければ支配者の一員としての榮譽をたもてないような空気が、当時の社会の底ふかくながれていたことが想像されるのである。とすれば、本来、羽林・虎賁という位置があつてきた榮光は、もはや色あせてしまつたと見なければならぬ。

そうした体制に順応していくためには、資格の取得を必要とするであらう。王朝の末期にちかづくにつれて熾烈となる軍功への貪欲さは、そこに根ざしているとおもわれる。かつて戦闘は、中国統一という理想のもとになされたが、いまやそれは、個々人の官位取得のためのものとなつた。軍隊内部には、無統制と情弱の氣風が色濃くながれる。

羽林・虎賁などのばあいは、北鎮軍士ほどの束縛性は感じられない。しかし、両者がそれぞれの場所できあつた矛盾は、共通して門閥的官僚制にあつたといえる。

孝文帝の死後約三十年間、中央政界は、こうした矛盾を基礎に、

混乱と動搖をくりかえした。靈太后の孝明帝毒殺は、その帰結であつた。目まぐるしい政争は、問題解決の方向にではなくて、政権をますます袋小路に追ひこむ方向へつきすすんでいつた。魏収が、停年格の施行について、「これいらい賢も愚もみないつしよくたにされてしまつた」と論評しているのは(魏書六六)、北魏王朝の絶望的狀態をいいあらわしている。

このゆきづまりを打開したのが沃野鎮の蜂起であつたことは、あきらかな事実である。かれらは、自己の政権でなくなつた北魏帝國を打倒しようとしたのである。そこで、チベット族は、容易にたちあがることができた。河北・山東の軍隊がただちに呼応しなかつたのは、右にのべた政治矛盾にからまりすぎていたためであろう。しかし、河北における旧鎮民の再蜂起は、それをときほぐす契機となつた。なぜなら、それは、中央政府改造の実力をもつた爾朱氏の興起をうながしたからである。

じつさい、爾朱氏にはおおくの期待がかけられていた。高歡・宇文泰らをはじめとして、野心をいだく北鎮系の軍人たちが、ほとんど例外なく爾朱氏に帰投しているのは、周知のとおりであるが、中央の漢人官僚ですら、その役割を評価している。たとえば、魏収は、爾朱榮を評してほぼつぎのようについている。「魏末の外戚の專權を排除し、諸反亂を鎮定して、魏室をまもつたのは、かれの功勞で

ある。ただ、河陰の変をおこして衣冠をはずかしたため、ついに非命にたおれたのだ」(魏書七四) 爾朱榮傳。

一口にいつて、爾朱氏は、北魏政府からその自立性をうばつて、そこに政治改造の契機をあたえはしたが、みずから手をくだしてやろうとはせず、むしろそうした自己の位置にあぐらをかいたにとどまつた。爾朱氏一族がおこなつたひどい取奪は、そのあらわれである。

政治改造とは、從來とちがつたあたらしい原理で、人びとを組織しなおすことである。高歡と宇文泰とは、ともにそうした必要にせまられるのであるが、そこでの中心問題は、官僚制をどういう理念でささえるかということであろう。そうした努力は、西魏―北周の國家機構に、もつともよく看取される。

内乱とそのごの歴史過程が、隋唐時代とどのようにつながるか、私はまだ確たる見とおしをもつていない。けれども、以上にのべたことがらをふまえて問題点を整理するとすれば、つぎのようなことになるだろう。これまで、北魏末期の反亂については、中央の華化政策にたいするセンビ反動というふうに説明されてきた。それはそれとしてあやまりではないが、私は、そこに城民という概念を導入することによつて、諸地域のさまざまな動向を、統一的にとらえようとした。そして、事件のもつ体制的な意味を理解しようとした。

北魏の城民制は、発生史的にみても機能上からいつても、諸地域と対立する王朝権力の具体的発現である。この対立は、諸地域に保有されている、いわば豪族社会の自立性由来しているようにおもわれる。もしこうした対立関係が六朝諸国家全体に共通してみられるとすれば、諸王朝の政治史を運用することによって、六朝豪族社会の性質にせまることができるともいえない。

けれども、北魏のばあいには、北魏特有の側面が加わっていることも、否定できないであろう。異種族政権としての王朝の性格、ことに軍事力の特異性と優越性がそれである。城民制は、豪族社会を屈服してそれを政権にむすびつけるのに、大きな役割をはたした。そこで豪族層は、この現実即しつ、それを自己に有利な方向に転回させた。王朝は本来の性格をうしなつてしまった。

反乱はこの逆転への抗議であつた。そのさい、むしろ漢人豪族の方が北魏の危機をすくおうとしている事実、注目にあたいたする。しかも、かれらが行動をおこすにあつて、同郷人部隊(郷兵)を組織しているのは、豪族としての力をあげて、この事態にたちむかわなければならなかつたことを示している。あらたに国軍として登場する府兵の成立に、もしこうした事情がはたらいているとすれば、隋唐の再統一への展望は、いくぶんあきらかとなるであろう。

① 原文は、「豊沛旧門、仍防辺戍」とある。資治通鑑では、「帝郷旧門云々」とあらためて示している。要するに、漢の発祥地豊沛の語で北魏のそれを指示しているのである。こうした用法は、魏書七上高祖紀上延興二年十二月の条にもみえる。上編に註をおとしたので、おきなつておく。

② 李冲はまた、平齐戸の拔擢にも力をそえていた(魏書四三)。
③ 後魏立平齐郡、尋廢(馬邑郡雲内界の条)。

この廃止事情について、塚本氏は、平齐戸の僧祇戸への改編を意味するのではないかと推論しているが、かならずしもそうとばかりはかんがえられない。それはつぎの記事のためである。
太和中、例得還郷、郡辟功曹、州举秀才(魏書四三)。

④ 及(趙)脩誅、坐党徒袍罕、雖在徒役、志氣不撓、故事、捉逃役流兵五人、流者聽免、紇以此得還(魏書九三)。

⑤ 「わかものは、師について學問をまなぶこともできず、成人したものは、仕官の途にのぼることもできない」(元淵の上奏)という一句は、こうした時流から閉めだされた北鎮の状況をいいあらわしたものとみられる。

⑥ 魏書六六李崇、七三崔延伯、七七辛悠、七九馮元興の諸伝を見よ。

本論文は、昭和三十一年度科学研究費による総合研究「六朝隋唐諸国家の権力機構とその変遷についての総合的研究」の分担報告である。